

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	ベンチャー企業の事業拡大に係る税制優遇措置の創設	
税 目	法人税	
要 望 の 内 容	<p>創業間もない成長性の高いベンチャー企業に対して、雇用創出と事業拡大を支援するため、法人税の軽減措置を創設する。</p> <p>(1) 対象企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 以下の要件を全て満たす企業が対象。 ① 創業（設立）10年未満の中小企業であること ② 特定の株主グループからの投資の合計が5/6を超えない会社であること ③ 大規模法人（資本金1億円超等）及び大規模法人と特殊の関係にある法人の所有に属さないこと ④ 未登録・未上場の株式会社で、風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと ⑤ 	
	設立経過年数	要件
	1年未満	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員が10%以上。
	1年以上～2年未満	試験研究費など（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超。または、新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。
	2年以上～5年未満	試験研究費など（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超。または、売上高成長率が25%超。
5年以上～10年未満	試験研究費など（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の5%超。	
	<p>⑥ 当該事業年度中に雇用者数を前年度対比で10%以上かつ2人以上増加させている会社であること</p> <p>(2) 具体的な優遇措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 初めて適用を受けた年度の前年度の支払給与を基準に、最長で5年の間、支払給与の増加額の20%の税額控除ができることとする。 ● また、各年度における税額控除の上限を法人税額の20%に相当する金額とするが、当該税額控除の上限を超えた部分については、4年間で限度に繰越控除を可能とする。 	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲2,100百万円 （－百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

我が国経済の活性化を図るためには、新しい技術・ビジネスモデルを生み出すベンチャー企業が創業し、着実に事業を拡大させ、成長していくことが不可欠である。

我が国のベンチャー企業の現状をみると、米国やアジアの急成長ベンチャー企業と比べると、成長のスピード・規模の面で見劣りする。

この背景には、我が国のベンチャー企業の多くが、創業後の収益落ち込み期※（死の谷）を乗り越えることができない、または、乗り越えるのに長い時間を要することがある。ベンチャー企業が死の谷から脱却するためには、事業規模を拡大させ、収益を積み上げていく必要があるが、ベンチャー企業の多くは、事業拡大を積極的に行う資金的な余力がなく、十分な成長を行えない状況となっている。

そのため、今後の成長が見込まれる企業（例えば、創業間もない頃から、黒字基調を維持し、積極的に事業拡大）を対象に、ベンチャー企業の雇用創出と事業拡大を促進するための措置を講じる。

※ 一般に、創業間もないベンチャー企業は、創業前に費やした先行投資等のコストがある一方で十分な売上を確保できないため、収益が創業直後において一度下落した後に回復する傾向がある。

(2) 施策の必要性

創業間もないベンチャー企業の多くは、スタートアップ時点のコスト（開業費用等）が負担となり、十分な雇用創出や事業拡大を行うことができない。

そのため、今後の成長が見込まれるベンチャー企業に対して、死の谷から早期に脱却し、雇用創出や事業拡大を促進するため、税制面での優遇措置を講じる必要性は高い。

<参考>

平成24年7月31日閣議決定された「日本再生戦略」では「中小・ベンチャー企業の起業・創業・育成の支援体制強化を図るため、世界を目指す起業・創業、若手・女性等の起業・創業、第二創業といった様々な段階の起業を促進する施策、（中略）を実施する」と記載。

「日本再生戦略」

IV. 2. 「共創の国」への具体的な取組～11の成長戦略と38の重点施策～

(1) 更なる成長力強化のための取組

① 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出

[中小企業戦略]

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
		政策の達成目標	我が国のベンチャー企業について、米国やアジアの急成長するベンチャー企業と同様の成長を実現する。
		租税特別措置の適用又は延長期間 同様の期間中の達成目標	適用期限の定めのない措置を要望 ----- (政策の達成目標と同じ)
		政策目標の達成状況	我が国のベンチャー企業の現状をみると、米国やアジアの急成長ベンチャー企業と比べると、成長のスピードや事業規模で見劣りする。
	有効性	要望の措置の適用見込み	本税制措置の対象として、 <u>240社のベンチャー企業</u> が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置がない場合には、創業間もないベンチャー企業が死の谷から脱することができず、十分な成長を行うことができない。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	成長性の高いベンチャー企業を対象として、創業後の雇用創出と事業拡大を促進していく税制は現時点では存在しない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	ベンチャー企業の雇用創出と事業拡大を促進するための措置を講ずる上では、創業間もない成長力の高いベンチャー企業に対して一律かつ公平に適用される税制による措置が適切である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	(新設要望)
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	(新設要望)
	前回要望時の達成目標	(新設要望)
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	(新設要望)
これまでの要望経緯		(新設要望)